

介護支援専門員 法定研修受講料補助 Q&A

【問合せ先】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当
連絡先03-5320-4279

【受講料補助対象者について】

Q1: 介護支援専門員の登録地が東京都以外であるが、都内の事業所で勤務をしている場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A1: 都内の補助対象事業所で勤務をしている場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料補助の対象者となります。また、受講料補助対象者の居住地も問いません。

Q2: 介護支援専門員の登録地は東京都ですが、他道府県の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しています。
その場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A2: 補助対象者は東京都内の補助対象事業所で、介護支援専門員資格を活用した業務に従事している者(又は今後資格を活用する見込みのある者)となります。
よって登録地が東京都であっても、従事先が東京都内の事業所ではない場合は、補助の対象者となりません。

Q3: 他道府県が実施している法定研修を受講した(受講予定)場合は受講料補助の対象となりますか。

A3: 他道府県が実施している法定研修であっても受講料補助の対象となります。

東京都の介護支援専門員法定研修受講料の一定額(単価の3/4相当)を補助いたします。

申請手続等は事業所(法人)からとなりますが、申請にあたり負担額等は求めません。

Q4: 都内の補助対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。
その場合でも受講料補助の対象者となりますか。

A4: 受講料補助の対象者となります。
補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合、受講料補助対象者の「勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種、常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。

Q5: 地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。
その場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A5: 介護支援専門員以外の配置であっても、補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。

Q6: 現在、補助対象事業所の管理者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。

A6: 補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。

Q7: 補助対象事業所の法人代表者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。

A7: 補助対象事業所の役員(法人代表者)であっても、補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。

Q8: 介護支援専門員業務に従事はしていないが、介護保険サービス業務(例: 介護職員など)に従事している場合は受講料補助の対象者となりますか。

A8: 補助金交付要綱第7条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事していないため、受講料補助の対象者となりません。

Q9: 現在、区市町村職員（非常勤職員を含む）として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しているが、受講料補助の対象者となりますか。

A9: 区市町村職員（非常勤職員を含む）の場合は、受講料補助の対象者となりません。

Q10: 区市町村が直接運営をしている、補助対象事業所は受講料補助の対象となりますか。

A10: 補助の対象となりません。
ただし、区市町村が委託をしている補助対象事業所の場合は補助の対象となります。

Q11: 交付申請を行ったが、補助対象者の中に法定研修を修了できなかった者がいます。
その場合でも、受講料補助の対象者となりますか。

A11: 補助の対象者となりません。
補助の対象者は、法定研修を修了した者となります。
よって、交付申請内容に法定研修を修了できなかった者への負担分が含まれている場合は、補助金変更交付申請又は実績報告時に当該対象者を除く必要があります。

【受講料補助対象年度について】

Q1: 令和6年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。

A1: 受講料補助の対象となりません。
補助の対象となる年度は補助対象者が令和6年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。

【受講料補助の申請について】

Q1: 交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合、補助金申請をする事業所はどこになりますか。

A1: 交付申請の対象職員の主たる勤務先の事業所から申請を行ってください。

Q2: 法定研修の受講申込時にA事業所で勤務。
法定研修修了後にB事業所でも勤務を開始した。
A事業所、B事業所どちらも対象職員に法定研修の受講料負担を行った。その場合、両事業所は補助金の交付申請を行うことは可能ですか。

A2: 交付申請をすることができる事業所は、対象職員が法定研修実施団体に受講料を納入した時点で勤務をしている主たる事業所になります。
よって、この場合はA事業所が交付申請をすることができます。

【他の補助金等の取扱い】

Q1: 厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。

A1: 交付申請を行うことは可能です。
ただし、交付申請額は、法定研修受講料の金額から教育訓練給付金補助額を引いた額を基準額とし、その額から実際に事業所が負担した額を申請します。

Q2: 法定研修受講料について、受講料納入時に他道府県
又は研修実施団体から受講料補助を受けている場合
は、補助の対象となりますか。

A2: 補助の対象となります。
その場合、条例等で定められた法定研修受講料から
既に受けた受講料補助の金額を差し引いた金額が、
補助基準額になります。

Q3: 東京都が行う介護支援専門員法定研修受講料補助金と区市町村が実施する介護支援専門員研修の受講料補助の両方に交付申請をすることは可能ですか。

A3: 東京都と区市町村両方に申請をすることは可能です。ただし、研修実施団体に納入した法定研修受講料から、東京都が決定した補助予定額を差し引いた額に対して、区市町村が補助する場合があります。